

2021年（令和3年）9月6日

保護者の皆様へ

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

逗子市立中学校の授業等のオンライン配信について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、市立中学校の生徒にも感染者が確認されています。既に中学校は8月27日より夏休み明けの授業が再開し、各学校において、より一層の感染防止対策を講じながら教育活動を行っております。

そうした中で、登校させることによる新型コロナウイルス感染への不安を抱いているご家庭も多いと思われます。感染を不安に思って生徒の登校を控えているご家庭には、欠席扱いにならない旨お伝えしておりますが、学習の機会を保障することも大切なことだと考えております。

これらを考慮し、本市では9月7日以降、準備ができ次第、授業等のオンライン配信を開始するとともに、希望者には学習用端末を貸出します。

また、新型コロナウイルスに感染しているまたは濃厚接触者に特定され出席停止となっている場合にも、希望する方には同様の対応とします。

なお、この場合、「出席停止」として記録され、出席にも欠席にもなりません、「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

【対象】①～③の中で、希望する生徒

- ① 新型コロナウイルス感染への不安から登校を見合わせる生徒
- ② 新型コロナウイルスに感染しているまたは濃厚接触者に特定され出席停止となっている生徒
- ③ その他の理由で登校できていない生徒

【留意点】

- ① オンライン配信による授業を視聴できる環境があるかご確認ください。
 - ・有線LANとそれにつながる端末がある。
 - ・WiFi環境がある。

*インターネット接続環境がない場合は、各学校にご相談ください。
- ② 回線使用料、充電のための電気代および充電ケーブルの購入はご家庭の負担となります。
- ③ オンライン学習で使用するPC、タブレット端末、スマートフォンなど、すべての情報端末で、ライブ配信されている授業の動画は、生徒及び教職員の肖像権に配慮し、録画・録音を禁止します。また、「GoogleMeet」使用時や学習活動中の画面をスクリーンショットすることも禁止します。

〔裏面に続く〕

【端末の貸出について】

- ① 生徒が使用できる端末がない場合は、在籍する学校に、貸出しの希望がある旨連絡してください。
- ② 「学習用端末 借用申込書」をご提出いただき、引き換えに学習用端末を貸出します。

【配信方法】

- ① まずは黒板を写し、教員の説明等を流す授業を配信します。
- ② 原則、自クラスの教室で行う1校時と2校時の授業等を配信しますが、1・2校時が移動教室などの時は、1・2校時以外の授業等の配信に変更もあります。
- ③ 授業の視聴方法については、各学校よりお知らせします。

* なお、このお知らせの対応については、9月17日（金）までとし、その後の対応については、改めてお知らせします。また、お気づきの点は、下記の「問い合わせ先」までお知らせください。

問い合わせ

学校教育課 すぎやま 杵山・うちだ 内田

電話 046-873-1111
(内線 515 / 516)

「学習用端末等家庭活用のルール」

令和3年9月
逗子市教育委員会

臨時休業や非常時における家庭での学習は、今後ますます重要となってきます。そこで自宅での学習の機会の提供に向け、学習用端末の持ち帰り及び活用の際に必要なルールを定めました。

ご家庭においてオンラインによる学習の際、学校から貸し出す学習用端末の他、ご家庭のPC、タブレット端末、スマートフォン等を活用する前に、お子様と一緒にこのルールをご確認のうえ、「安全・安心・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出す学習用端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってはいけません。

2 学習場面

- ・学校から貸し出す学習用端末やオンライン学習で使用するPC、タブレット端末、スマートフォンなど、すべての情報端末で、ライブ配信されている授業の動画は、児童・生徒及び教職員の肖像権に配慮し、録画・録音を禁止します。また、GoogleMeet 使用時や学習活動中の画面をスクリーンショットすることも禁止します。
- ・画面は指や専用ペンを使ってタッチします。鉛筆やペンで触れたり、落書きしたり、磁石を付けるなどの行為は破損の原因になりますのでしてはいけません。
- ・学校から学習指示があった教材の利用についての質問は学校に問い合わせてください。

3 安全な使用

- ・学校から貸し出す学習用端末の設定等に変更してはいけません。
- ・学校から貸し出す学習用端末でインターネットにアクセスする際は、学習に必要な時だけとします。インターネットへの接続には制限がかけられていますが、学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込みは禁止します。

4 個人情報

- ・学校から貸し出す学習用端末などは他人に貸したり、使わせてはいけません。
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に上げてはいけません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを書き込んではいけません。

5 保管

- ・学校から貸し出す学習用端末を自宅で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。
- ・学校から貸し出す学習用端末は自宅で充電してください。
- ・充電の際、充電ケーブルの先端は折れやすいので、丁寧に抜き差しをしてください。
- ・学校から貸し出す学習用端末は自宅でのみ使用します。
- ・学校から貸し出す学習用端末は管理を徹底し、その利用や破損・紛失・盗難に注意してください。
- ・未就学児のお子さんに触らせることのないよう注意してください。

6 健康のために

- ・PC、タブレット端末、スマートフォン等の情報端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、時々目を休ませましょう。

7 不具合や故障

- ・学校から貸し出す学習用端末利用において不具合が生じた場合、学校へ報告してください。
- ・ネットワーク回線(WiFi)への接続に関するサポートは、学校では行いません。

【その他】

- ・「学習用端末等家庭活用のルール」が守られなかった場合は、学習用端末の貸出とオンライン配信を中止せざるを得なくなります。
- ・「学習用端末等家庭活用のルール」に記載のない事項については、随時、教育委員会で協議し決定します。
- ・学校から貸し出す学習用端末に自己の重大な過失や故意により損害を与えた場合や紛失した場合は修理費などの弁償を求めることがあります。